

令和 6 年第 9 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 6 年 9 月 25 日 (水)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 2 時 30 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	欠席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 29 号 非農地判断について (8 月継続審議案件)
日程第 6	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。 日程第 1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、3 番、4 番 お願いします。
3 番 議 長 事 務 局	日程第 2 議案第30号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第29号非農地判断農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことについては、8 月継続審議案件で時間を要することから、日程第 5 に審議の順番を入替え最後に審議いたします。そのため、議案第30号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の 3 番 より、申請地の状況について説明をお願いします。 ○月○日に現地確認へ行ってきました。申請地は、○○地内で県道○○線の○○交差点を○○方面へ向かい、○○がある交差点を左折して、○○方面へ○通りを直進して○○の交差点を右折したところになります。現地は草が生えていました。申請地の周囲は譲受人が田んぼをきれいに耕作していました。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、市内で、米、露地野菜を栽培している農家であります。申請地を取り囲むように譲受人の田んぼがあり、面積も小さいことから、一体的に利用可能なことから、農地を取得して田んぼとして利用したいとのことです。経営面積は、24,084 m²です。農業従事日数は 250 日、譲受人の妻も 200 日従事しており、トラクターや田植機、耕運機を所有しています。 ただいま、3 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
議 長 事 務 局	日程第 3 議案第31号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第31号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議に入ります。 それでは、本件担当の13番 より、申請地の状況について説明をお願いします。 昨日、現地確認をしてきました。申請地は○○地内で、国道○○号線バイパスを○○から南へ向かい国道○○号線と交わる交差点を左折し20mほど進んだ右側の住宅になります。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、○○地内で農業を営んでおります。所有農地を資材置場として借りたいと相談があり調査したところ、自宅の敷地が農地であることが分かり、

		転用の手続がされていないことから、農家住宅として新たに転用申請することのことです。自宅を建築したのが父親のため亡くなられ詳細が不明であることからやむを得ないと思われます。
議 長		ただいま、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		日程第4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
		議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。それでは、本件担当の12番より、申請地の状況について説明をお願いします。
12 番		申請地は〇〇地内、県道〇〇線を〇〇の交差点から〇〇方面へ100mほど進み右折したところになります。現地は、草が生えている状態でした。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請人は両親と弟の4人家族で生活しています。障害があり、車いすで生活をしており、現在の家がバリアフリーでないため生活に支障をきたしております。〇歳になり自立したいと考え、祖母より農地を借受け自己用住宅を建築したいとのこと。建築費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長		ただいま、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。1番について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続いて2番に入ります。本件担当の5番より申請地の状況について説明をお願いします。
5 番		〇月〇日に現地を確認してきました。申請地は〇〇地内で、県道〇〇線〇〇交差点を〇〇方面へ100m程向かった左側です。現地は、果樹が植えてありきれいに管理されていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		譲受人は、〇〇地内で母と二人で住んでます。申請地は、県道〇〇線の道路用地として買収されたことにより分断され、道路の南側に残された2.91㎡の狭

		小地です。隣接する母が所有する物置として利用している土地の敷地拡張として宅地に転用し一緒に母から贈与を受けたいとの希望があり申請に至ったものです。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長		ただいま、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続いて3番に入ります。本件担当の12番より申請地の状況について説明をお願いします。
12 番		申請地は〇〇地内、県道〇〇線を〇〇の交差点から〇〇方面へ進み、〇〇の道路反対になります。申請人の資材置場と隣接しています。現地は、草が生えている状態でした。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請人は、〇〇地内で砂利・土石類の加工販売・土木工事業等を営んでおります。事業の業績も延びて、砂利・土石類及び残土の置場が不足していることから現在ある資材置場を敷地拡張したいとのことです。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は1種農地となりますが、既存敷地拡張(1/2を超えないものに限る)が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われます。
議 長		ただいま、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続いて4番に入ります。本件担当の13番より申請地の状況について説明をお願いします。
13 番		申請地は〇〇地内、先ほど議案第31号の1番で審議した場所に隣接した農地です。現地は野菜が栽培されきれいに管理されていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請人は、住宅やビル及びマンションの建設業を営んでおり、事業拡大により資材置場が足りなくなり、資材置場として利用したいとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して全て自己資金にて対応するとのことで、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は2種農地と

議 長	なり、計画目的について妥当であると思われます。
委 員	ただいま、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	日程第5 議案第29号 非農地判断農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて
事 務 局	議案第29号非農地判断農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて8月継続審議案件の審議に入ります。
事 務 局	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	8月に開催された非農地判断につきましては、遊休農地と狭小農地につきまして承認を頂きました。17番については、誓約書等担保を確保するとの意見により継続審議となっております。相手方より誓約書が提出されましたので改めて審議をお願いします。資料として2枚お配りしました。これまでの経緯及び非農地判断の根拠を記載した資料が1枚と相手方より提出された誓約書(写)が1枚となります。
議 長	〈以降資料に基づき内容説明〉
3 番	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
事 務 局	私も、現場付近を車で通ると確認するのですが、現在是正して木材等を撤去しています。資料の中で現在まで多額の税金を投入し対応していると書かれてますが、撤去費用は行政で負担しているのですか。
1 番	違います。ここに書かれている税金の投入とは、是正指導や火災発生に伴い消防署等の出動に掛かった費用を指しています。撤去費用は行為者が負担しています。
事 務 局	今回の非農地案件は、他の違反地と区別できると記載されてますので、今後は、違反地を非農地判断することがないよう強い意志をもって、他の違反者に対応することが必要だと思います。また、誓約書の印鑑は実印ですか、実印であれば法律上も効力があると思います。
2 番	誓約書の印鑑は実印と聞いています。本人の署名と実印が押印してあります。
事 務 局	この先、同じような事業者により同様の行為が起きた場合法律に基づき何か強制的に指導できる手段はあるのですか。
2 番	違反行為につきましては、農地の場所や指導経過、年数など状況により対応内容に違いが出てくると思います。
2 番	例えば、警察に対応を相談することはできませんか。

事 務 局	廃棄物処理法違反等に該当すれば警察に相談も考えられると思います。 しかし、警察に逮捕されても農地法違反は是正されないことから、解決には至らないことが考えられます。また、今回の違反については、30年以上と年月が経過してしまいましたがもっと早く是正にむけ対応する必要があったのではないかと思います。
2 番	市で行政代執行を行い、行政が負担した撤去費用は是正した農地を転用して得た収入で賄うことはできませんか。
事 務 局	行政代執行は単に農地法違反の是正で終了となりますので、それ以上のことはしないと思われます。
議 長	今回の現場に積んであるのが木材チップで、残土や産業廃棄物に比べ処分費も少なく、土地の売却費用で処分費が賄えますが、残土や廃棄物の場合は費用が高額になり無理であると思われますので、今回の案件は特例です。
12 番	農地法には、罰則規定があるので、何でもっと早く対応が出来なかったのかと思います。
事 務 局	農地法の罰則や資材置場として適法に申請を行うよう指導するなど、どのような方向性で進めていくか検討する中で判断が出来ずに対応が遅れてしまったことも原因と思われます。
12 番	〇回も火災を起こして、消防署からも〇〇の提出を求めていると思いますが、それでも改善されていないことから考えると、かなり対応が難しい案件であったとは思います。
議 長	他に、質疑等ありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない「非農地」とすることで異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本議案を非農地の判断をすることで承認と決定します。
	日程第6 「専決処分の報告」について
	日程第6「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が、1件農地法第5条第1項第6号が、2件あります。質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。